

(図表8) 年次改善2014年—2016年サイクルの内容

項目	内容
IFRS1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正	本修正は、IFRS7号「金融商品：開示」、IAS19号「従業員給付」およびIFRS10号「連結財務諸表」の経過措置に係る短期的な免除を削除したものである。これらの経過措置は適用可能な報告期間が過ぎており、もはや適用可能ではなかった。
IAS28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」の修正	IAS28号は、ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラストおよび類似の企業に対し、関連会社または共同支配企業に対する投資を、FVPL測定に指定する選択を認めており、本修正により、その選択を関連会社または共同支配企業のそれぞれについて個別に行うことが明確化された。

2016年サイクルには、図表8の2つの基準の明確化が含まれている。

## IFRS16号「外貨建取引と前払・前受対価」

IFRIC解釈指針22号「外貨建取引と前払・前受対価」(IFRIC22号)は、外貨建の契約について対価の前払または前受を行う場合に、外貨建取引に関する基準であるIAS21号「外国為替レート変動の影響」の適用に際して、取引日をどのよう

に決定すべきかについて取り扱うものである。

関連する資産、費用または収益の当初認識に用いるべき為替レートは、取引日に決定されるが、IFRIC22号の論点は、IAS21号が企業に対して為替レートの決定を要求している取引日とは、資産、費用ま

## II IFRS16号「リース」など 公表済みで未発効の 会計基準の概要

たは収益が当初認識された日なのか、あるいはその前の対価の前払または前受が行われた日なのかという点であった。

IFRIC22号では、関連する資産、費用または収益の当初認識に用いる為替レートを決定する目的において、単一の前払または前受につい

ては、取引日は、前払・前受対価から発生する非貨幣性資産または負債を企業が初めて認識する日であるとされた。また、資産、費用または収益の認識に先立ち行われる複数回の支払または受領については、各支払または受領について取引日を決定することとされた。

2018年10月末時点において、IASBが公表済みであるものの、発効日が到来していない会計基準は、図表9のとおりである。

また、2018年3月に、IASBは、「財務報告に関する概念フレームワーク」を改訂している。この概念フレームワークは、IFRS基準ではなく、またIFRS基準に優先するものでもない。概念フレームワークの主な目的は、会計基準を設定する際に使用する概念を明らかにすることにより、IASBおよびIFRS解釈指針委員会を支援するも

のである。ただし、財務諸表作成者は、IFRS基準で扱っていない論点について、概念フレームワークを使用して会計方針を決定する場合がある。このように概念フレームワークに基づき会計方針を決定する財務諸表作成者は、2020年1月1日以後開始する事業年度より改訂後の概念フレームワークを適用することとされた。

なお、公表済未発効の会計基準を早期適用していない場合には、IAS8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」30項および31項に

基づき、適用していない事実や、新基準の適用がその適用初年度の財務諸表に及ぼすと予想される影響についての検討を開示することに留意する必要がある。

## IFRS16号「リース」

2016年1月に、IASBは、長い間取り組んできたリース会計プロジェクトを完了し、IAS17号「リース」を置き換えることとなるIFRS16号「リース」を公表している。